平成２２年（フ）第６６１９号
大阪市東成区大今里西３丁目16番９－５Ｂ号
債務者　林　　正美
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６４８号
大阪府豊中市服部西町１丁目９番52号
債務者　小西　歩美
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６８４号
大阪市東住吉区公園南矢田１丁目８番８号
債務者　茶垣内隆信
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７１９号
大阪市東淀川区瑞光３－４―16　ハイツエクセル１－Ｅ、住民票上の住所大阪府堺市南区槇塚台２丁29番４号
債務者　臼井　英夫
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０７５号
大阪市西区新町４丁目２番５―702号
債務者　上田　　文（旧姓北村）
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０８０号
大阪市城東区成育２丁目12番22―815号
債務者　児玉　啓一
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１７９号
大阪府吹田市昭和町２番23号
債務者　妹尾　義弘
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２２１号
大阪府大東市朋来１丁目33番906号
債務者　今村美都江
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２３３号
大阪府交野市郡津４丁目37番12―102号
債務者　橋本　昌子（旧姓宮﨑）
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２３６号
大阪府東大阪市岸田堂西２丁目７番10号
債務者　木村由美こと　韓　　由美
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２４２号
大阪市旭区清水３丁目４番９号　ビクトリーワン302号矢野方
債務者　吉岡　　昭
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２６７号
大阪市住吉区苅田５丁目15番11―101号、住民票上の住所大阪府東大阪市荒川３丁目16番８号　408号
債務者　濱口　則子（旧姓樺谷）
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３１１号
大阪市旭区高殿７丁目18番27号　高殿ハイム402号
債務者　麻生　晃子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３１８号
大阪府豊中市利倉東１丁目６番66号
債務者　加賀江　武
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３６１号
大阪市西成区玉出中２丁目12番14―813号
債務者　常深　勝之
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３６２号
大阪府東大阪市箱殿町９番15号　布元マンション101号
債務者　香山　利一
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３６４号
大阪府豊中市旭丘６番４―601号
債務者　森岡　茂子
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３６８号
大阪市生野区小路東２丁目６番14号
債務者　中村好子こと　金　　好子
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部